

現在、海外輸出として主にタイのホンダロックタイ(HTL)へ毎月受注品を出荷しています。通関業者と調整の上、船便を予約し出荷しておりますが、毎回出航遅延が1週間程度発生します。

何故出航遅延が毎回発生するのか?

各メディアの報道でもお分かりの通り主原因は新型コロナウイルスの全世界での蔓延ですが、その前の米中貿易摩擦により2019,20年にコンテナ取扱量が減り新造船及びコンテナの90%を製造している中国が作り控えをしたことから全体として輸送能力が減少しました。

中国のいち早い経済回復とアメリカにおけるホームステイでの購買増により中国からアメリカへの輸出が急増し貨物が殺到しました。

コロナ禍で北米航路のコンテナ荷動きが急増する中、ロサンゼルス港(LA)、ロングビーチ港(LB)では、荷役が集中し限界に達した中でコロナウイルス感染者も発生し業務が中断したりで滞りLA,LBの沖待ちの船が最大で86隻まで増えました。

陸上でもコロナウイルス感染者の増大とトレイラー不足、内陸鉄道輸送待ちのコンテナが急増し2週間以上留置されるコンテナが山積みとなりました。

現在は、長期滞留コンテナに対する課徴金制度の発行により長期滞留は徐々に解消されていますが、空コンテナの引き上げも滞り、世界的なコンテナ不足から海上輸送便の取り合いとなっています。

以上のことから輸送便の枠が減り出航スケジュールも遅延しています。

納期遵守から、高額でも航空機輸送に変更して出荷する業者も増えています。

また、輸送費も高騰を続け中国からアメリカ向けの海上運賃が2018年の6倍まで上がっています。この先、クリスマス商戦、年末商戦、コロナ変異株の蔓延拡大リスク等有りますので2022年も当分海上輸送の混乱は続きそうです。

国内では、経済停滞で輸送量が減ったことからか、夏以降新規で運送会社が売り込みに来られています。

HTL向けの出荷は工場受け渡しのEXワーカスですので柿原での運送会社選択は出来ませんがSKC向けの設備等の出荷に対しては、現行ルート以外でコストが抑えられる業者が有るか精査し業者選択を行ってゆきます。

(図表1) 海運運賃



(資料)日本海事センター、Bloomberg L.P.を基に日本総研作成
(注)コンテナ船は主要24航路の運賃の単純平均。

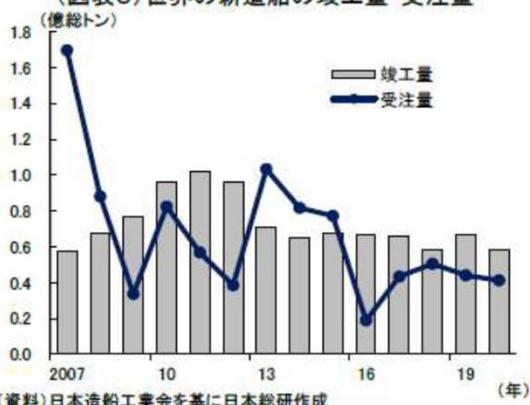
(図表2) 主要港湾における新型コロナ禍での状況・対応

港湾	コンテナ量	状況・対応
広州 (中国)	2,319万TEU	感染者確認で港や高速道路、高速鉄道をすべて閉鎖。陸運業者の入港には72時間以内のPCR検査陰性証明が必要。
深セン (中国)	2,655万TEU	到着3日前までに予約申請したコンテナのみ受け入れ。
ロサンゼルス (米国)	1,733万TEU	EC(電子商取引)利用の拡大などを背景にコンテナ取扱量が増加。内陸輸送の混雑もあり、港湾で処理しきれていないコンテナが積みあがっている状況。
横浜	266万TEU	新型コロナ感染の疑いがある場合、陸地検疫を実施。その後着岸する場合、地元関係者への周知や排水・廃棄物の対応などを調整。

(資料)国土交通省、横浜港、JETRO

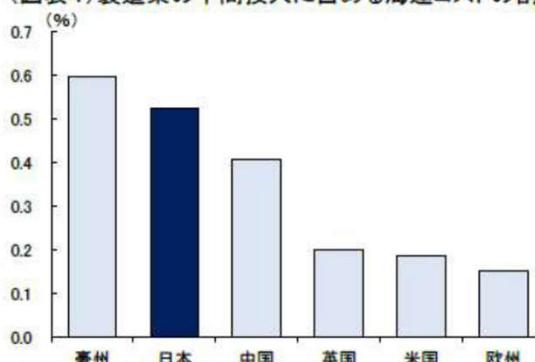
(注)コンテナ量は2020年のコンテナ取扱個数。TEUは物流における貨物の量を表す単位で、20フィートの海上コンテナに換算した荷物の量。

(図表3) 世界の新造船の竣工量・受注量



(資料)日本造船工業会を基に日本総研作成

(図表4) 製造業の中間投入に占める海運コストの割合



(資料)WIODを基に日本総研作成
(注)欧州はEU加盟27カ国。

タイの現状

タイでは、12月 1日現在1日の新規感染者数が4,886人死者43人バンコクでは、新規感染者が794人死者2人で、累計感染者数2,120,758人、死者20,814人です。

タイでは、各県の感染状況に応じて5段階のゾーン分けを行いそれぞれのゾーンで規制内容を変えております。SKCの所在するチャチュンサオ県はオレンジ・ゾーン(管理地域)で3段階目に厳しいゾーンです。

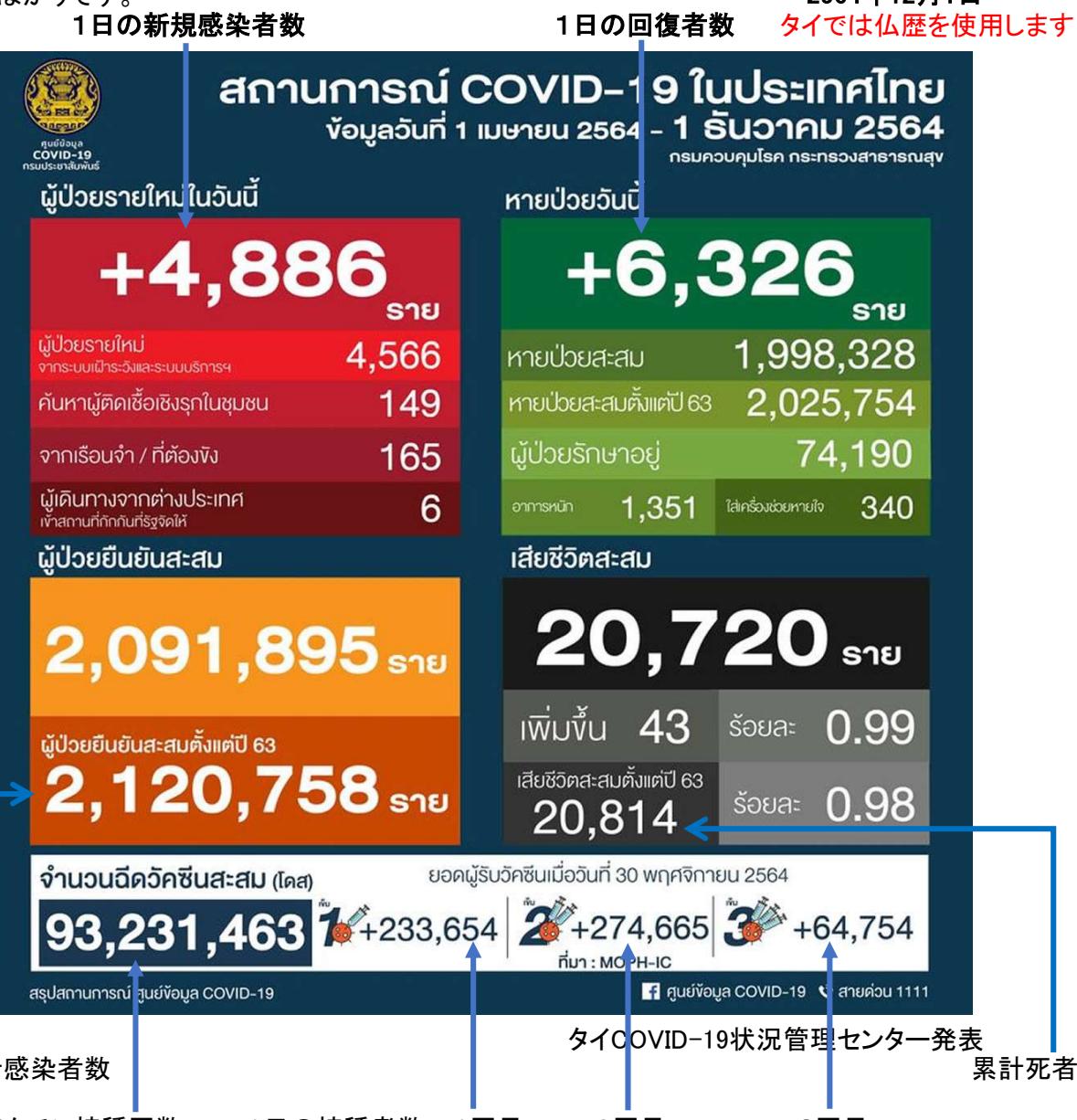
タイは、観光立国であるため海外からの観光客に来てもらうため、順次入国規準を緩めてきており、先月から、観光開国パイロット地域(ブルー・ゾーン)への入国は、隔離待機なしで入国出来るよう緩めましたが、南アで発生したオミクロン株の感染拡大により規制が再度強化されることが考えられます。

規制なし、入国条件解除でタイへ入国出来るようになるには全世界の状況を見てもまだ先になりそうです。

SKCの生産状況ですが、タイにおける自動車生産も回復し、各取引先からの注文はコロナ前までは戻っていませんが上向きです。

加えて、新規取引先のRoongtharvorn(主に家電製品を受注している)からエレクトロラックス社のアメリカ向け冷蔵庫の部品を2点受注し、コロナ前の生産量までめっき投入ハンガーが増えています。また、2023年初旬に三菱自動車のピックアップトラック トライトンがフルモデルチェンジし、この車のインサイドレバーとリアゲートハンドルとモール、本社も受注していますホンダのHG180ロアガーニッシュが順次量産移行しますので順調に生産量が上がってゆきます。

最後に、一日も早く新型コロナウイルス対抗薬が開発され全世界が通常の経済活動に戻れるように願うばかりです。



在タイ日本大使館のメールより抜粋

1 新たな国内のゾーン分け（12月1日以降適用）

県内の市・郡・地区等が異なるゾーンに分類されている県もありますので、ご注意ください。

詳細は、末尾の注をご参照ください。

- (1) 最高度厳格管理地域（ダークレッド・ゾーン）：対象都県なし
- (2) 最高度管理地域（レッド・ゾーン）：23県
- (3) 管理地域（オレンジ・ゾーン）：23県
- (4) 高度監視地域（イエロー・ゾーン）：24県
- (5) 監視地域（グリーン・ゾーン）：対象都県なし
- (6) 観光開国パイロット地域（ブルー・ゾーン）：バンコク都を含む26都県

2 各ゾーンに適用される規制措置（変更なし）

(1) 最高度管理地域（レッド・ゾーン）

- ・夜間外出禁止令の適用なし。
- ・在宅勤務の実施について、検討を要請。
- ・集団活動の上限を、200名未満とする。
- ・県の保健委員会の許可および防疫措置の厳格な実施の下、教育施設の使用を認める。
- ・飲食店について、午後11時を上限として、従来通りの営業を認める。ただし、アルコール飲料の提供および消費は禁止する。パブ、バー、カラオケ等の遊興施設は引き続き営業を認めない。
- ・百貨店、ショッピングセンターおよびコミュニティモールについて、従来の営業時間での営業を認める。ただし、ゲームセンターや遊戯施設の営業は認めない。
- ・百貨店、コミュニティモールや類似施設内においての会議の開催、セミナーや催事について、物理的距離を保つつつ、500名未満での営業を認める。
- ・美容増進施設、マッサージ、スパ、刺青店について、午後11時を上限として従来通りの営業を認める。
- ・各種運動施設について、午後11時までの営業を認める。
- ・映画館や劇場について、収容率75%未満での営業を認める。

(2) 管理地域（オレンジ・ゾーン）

- ・夜間外出禁止令の適用なし。
- ・在宅勤務の実施について、検討を要請。
- ・集団活動の上限を、500名未満とする。
- ・防疫措置の実施の下、教育施設の使用を認める。
- ・飲食店について、従来通りの営業を認める。ただし、アルコール飲料の提供および消費は禁止する。パブ、バー、カラオケ等の遊興施設は引き続き営業を認めない。
- ・百貨店、ショッピングセンターおよびコミュニティモールについて、従来の営業時間での営業を認める。屋外の場合に限り、遊戯施設の営業を認める。
- ・百貨店、コミュニティモールや類似施設内においての会議の開催、セミナーや催事について、物理的距離を保つつつ、1,000名未満での営業を認める。
- ・美容増進施設、マッサージ、スパ、刺青店について、深夜0時を上限として従来通りの営業を認める。
- ・各種運動施設について、従来通りの営業を認める。

(3) 高度監視地域（イエロー・ゾーン）

- ・夜間外出禁止令の適用なし。
- ・在宅勤務の実施について、検討を要請。
- ・集団活動の上限を、1,000名未満とする。
- ・防疫措置の実施の下、教育施設の使用を認める。
- ・飲食店について、アルコール飲料の提供および消費を含め、従来通りの営業を認める。ただし、パブ、バー、カラオケ等の遊興施設は引き続き営業を認めない。
- ・各種運動施設について、従来通りの営業を認める。
- ・映画館や劇場について、従来通りの営業を認める。
- ・百貨店、コミュニティモールや類似施設内においての会議の開催、セミナーや催事について、適宜営業を認める。
- ・百貨店、ショッピングセンターおよびコミュニティモールについて、従来通りの営業を認める。
- ・美容増進施設、マッサージ、スパ、刺青店について、深夜0時を上限として従来通りの営業を認める。

(4) 観光開国パイロット地域（ブルー・ゾーン）

- ・夜間外出禁止令の適用なし。
- ・在宅勤務に関する規制や要請なし。ただし、首都圏においては可能な限り、在宅勤務の実施を要請。
- ・防疫措置を実施した上で、大人数が参加する活動を認める。
- ・防疫措置の実施の下、教育施設の使用を認める。
- ・各種運動施設について、従来通りの営業を認める。また、試合についても従来通りの実施を認める。
- ・映画館や劇場について、従来通りの営業を認める。
- ・百貨店、コミュニティモールや類似施設内においての会議の開催、セミナーや催事について、適宜営業を認める。
- ・百貨店、ショッピングセンターおよびコミュニティモールについて、従来通りの営業を認める。
- ・コンビニエンスストアや市場の営業は、従来通りの営業を認める。
- ・美容増進施設、マッサージ、スパ、刺青店について、従来通りの営業を認める。
- ・飲食店について、アルコール飲料の提供および消費を含め、従来通りの営業を認める。ただし、パブ、バー、カラオケ等の遊興施設は引き続き営業を認めない。

【注： 11月30日付CCSA指令第22／2564号に基づく指定地域】

県内の市・郡・地区等が異なるゾーンに分類されている県もありますので、ご注意ください。

(1) 最高度厳格管理地域（ダークレッド・ゾーン）対象都県なし：

(2) 最高度管理地域（レッド・ゾーン）23県：

コンケン（ムアンコンケン郡、カオスワンクワーン郡、ノーア郡、ポン郡、プーウィアン郡、
ウェアンガオ郡、ウボンラット郡を除く）、チャンタブリ（ムアンチャンタブリ郡、ターマイ郡を除く）、
チュムポン、チェンライ（ムアンチェンライ郡、チェンコーン郡、チェンセーン郡、トゥン郡、パーン郡、メーチャン郡、
メーファールワン郡、メーサーイ郡、メーサルワイ郡、ウェアンゲン郡、ウェアンパーイカオ郡を除く）、
チェンマイ（ムアンチェンマイ郡、ジョームトーン郡、ドーカオ郡、メーテーン郡、メーリム郡を除く）、トラン、
トラート（グート島郡、チャーン島郡を除く）、ターカ、ナコンラチャシマ（ムアンナコンラチャシマ郡）、
チャルームプラキアット郡、チヨークチャイ郡、パークチョン郡、ピマーイ郡、ワンナームキアオ郡、シーキウ郡を除く）、
ナコンシータマラート、ナラティワート、プラチュアップカリカン（ムアンファヒン市、ファヒン地区、
ノーンゲー地区を除く）、プラチンブリ、パッタニー、アユタヤ（プラナコンシーアユタヤ郡を除く）、パタルン、
ヤラー、ラヨーン（サメット島を除く）、ソンクラー、サトゥン、サケーオ、サラブリ、
スラタニ（タオ島、バガン島、サムイ島を除く）

(3) 管理地域（オレンジ・ゾーン）23県：

チャチュンサオ、チョンブリ（シーチャン島郡、バーンラム郡、パタヤー特別市、シーラチャー郡、
サタヒープ郡（ナージョムティアン地区およびバーンサレー地区以外）を除く）、チャイナート、チャイヤップーム、
ナコンナーヨック、ナコンパトム、ピサヌローク、ペッチャブリ（ムアンチャアム市を除く）、ペチャブン、メーホンソーン、
ラノーン（パヤーム島を除く）、ラーチャブリー、ロップブリ、ラムパン、ラムブン、
サムットプラカン（スワンナプーム国際空港を除く）、サムットソンムラーム、サムットサコン、シンブリ、スパンブリ、
アントーン、ウドンタニ（ムアンウドンタニ郡、グンパワーピー郡、ナーユーン郡、バーンドゥン郡、ノーンハーン郡、
プラジャックシラパーコム郡を除く）、ウボンラチャタニ

(4) 高度監視地域（イエロー・ゾーン）24県：

ガラシン、ガンペンペット、ナコンパノム、ナコンサワン、ナーン、ブンカーン、ブリラム（ムアンブリラム郡を除く）、
パヤオ、ピチット、プレー、マハサラカム、ムクダハン、ヤソトン、ロイエット、ルーアイ（チェンカーン郡を除く）、
シーサケート、サコンナコン、スコータイ、スリン（ムアンスリン郡、タートゥーム郡を除く）、ノンカーアイ
(ムアンノンカーアイ郡、サンコム郡、シーチェンマイ郡、ターボー郡を除く)、ノンブランプー、ウタラディット、ウタイタニ、アムナートチャルン

(5) 監視地域（グリーン・ゾーン）対象都県なし：

(6) 観光開拓パイロット地域（ブルー・ゾーン）26都県

バンコク、クラビー、カンチャナブリ、コンケン（ムアンコンケン郡、カオスワンクワーン郡、ノーア郡、ポン郡、
プーウィアン郡、ウェアンガオ郡、ウボンラット郡に限る）、チャンタブリ（ムアンチャンタブリ郡、ターマイ郡に限る）、
チョンブリ（シーチャン島郡、バーンラム郡、パタヤー特別市、シーラチャー郡、サタヒープ郡
(ナージョムティアン地区およびバーンサレー地区のみ)に限る）、チェンライ（ムアンチェンライ郡、チェンコーン郡、
チェンセーン郡、トゥン郡、パーン郡、メーチャン郡、メーファールワン郡、メーサーイ郡、メーサルワイ郡、
ウェアンゲン郡、ウェアンパーイカオ郡に限る）、
チェンマイ（ムアンチェンマイ郡、ジョームトーン郡、ドーカオ郡、メーテーン郡、メーリム郡に限る）、
トラート（グート島郡、チャーン島郡に限る）、ナコンラチャシマ（ムアンナコンラチャシマ郡、チャルームプラキアット郡、
チヨークチャイ郡、パークチョン郡、ピマーイ郡、ワンナームキアオ郡、シーキウ郡に限る）、ノンタブリ、
ブリラム（ムアンブリラム郡に限る）、パトゥムタニ、プラチュアップカリカン（ムアンファヒン市、ファヒン地区、
ノーンゲー地区に限る）、アユタヤ（プラナコンシーアユタヤ郡に限る）、パンガー、
ペッチャブリ（ムアンチャアム市に限る）、プーケット、ラノーン（パヤーム島に限る）、ラヨーン（サメット島に限る）、
ルーアイ（チェンカーン郡に限る）、サムットプラカン（スワンナプーム国際空港に限る）、
スラタニ（サムイ島、バガン島、タオ島に限る）、
ノンカーアイ(ムアンノンカーアイ郡、サンコム郡、シーチェンマイ郡、ターボー郡に限る)、
ウドンタニ(ムアンウドンタニ郡、グンパワーピー郡、ナーユーン郡、バーンドゥン郡、ノーンハーン郡、プラジャックシラパーコム郡に限る)